

(案)

第72回原子力委員会
資料第2-1号

9 原 委 第 1 3 6 号

平成9年11月21日

通商産業大臣 殿

原子力委員会委員長

東京電力株式会社福島第一原子力発電所の原子炉の設置変更（1号、2号、
3号、4号、5号及び6号原子炉施設の変更）について（答申）

平成9年7月22日付け平成09-03-18資第43号をもって諮問のあった御記の
件に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第26条第4項
において準用する同法第24条第1項第1号、第2号及び第3号（経理的基礎に
係る部分に限る。）に規定する基準の適用については妥当なものと認める。